

規制改革・民間開放推進会議 ITワーキング ヒアリング資料

平成16年9月30日

国土交通省道路局

線路敷設の円滑化について

1 路上工事縮減対策の必要性

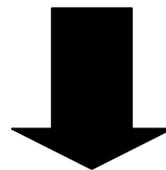
道路利用者からの不満

(路上工事のやり方に対する満足度は、ワースト2)

道路の掘り返しによる道路交通の障害及び道路の損傷の防止

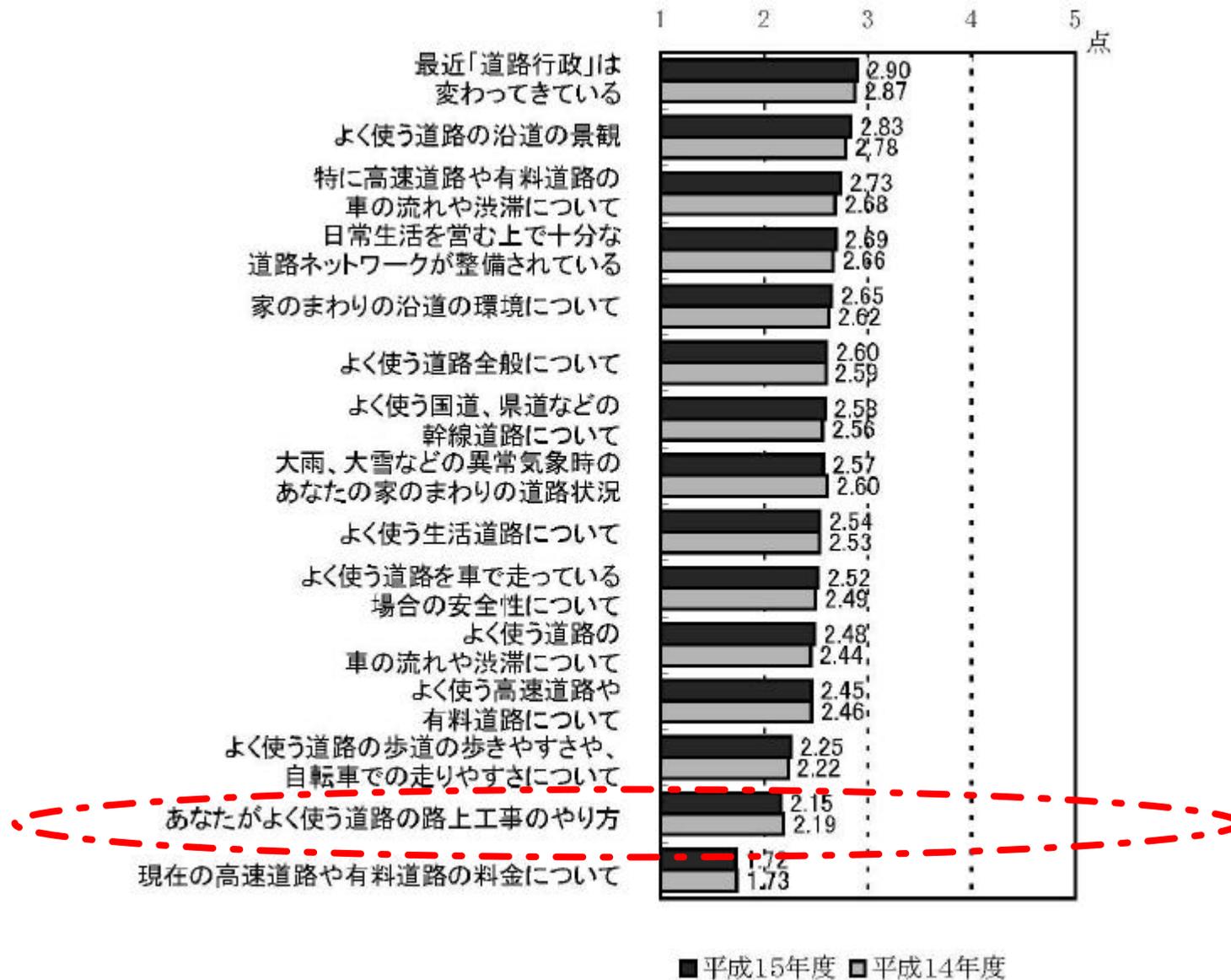
年度末等交通量の増加する時期における円滑な交通の確保

(渋滞による大きな社会的、経済的損失の防止)



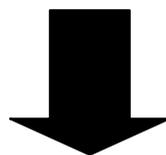
国土交通省としては路上工事縮減対策を実施

道路利用者満足度調査（5段階評価）



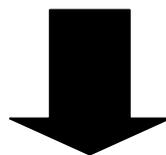
2 路上工事縮減対策の現状

これまでも、道路工事調整会議の場を通じて、同一箇所の子工事を複数の占有者が共同して施行するなどの調整（路上工事のうち約8割は占有工事・東京23区）を実施してきたが、近年縮減の効果が横ばいとなっており路上工事に対する不満が高い



路上工事縮減対策の一層の推進（平成15年度中の施策）

- ・ 掘返し対策重点エリア等での集中工事の実施による工事実施の効率化
- ・ 年末工事のストップ等による路上工事実施調整の強化
- ・ 実施結果の公表や道路利用者モニターによるチェック機能の強化



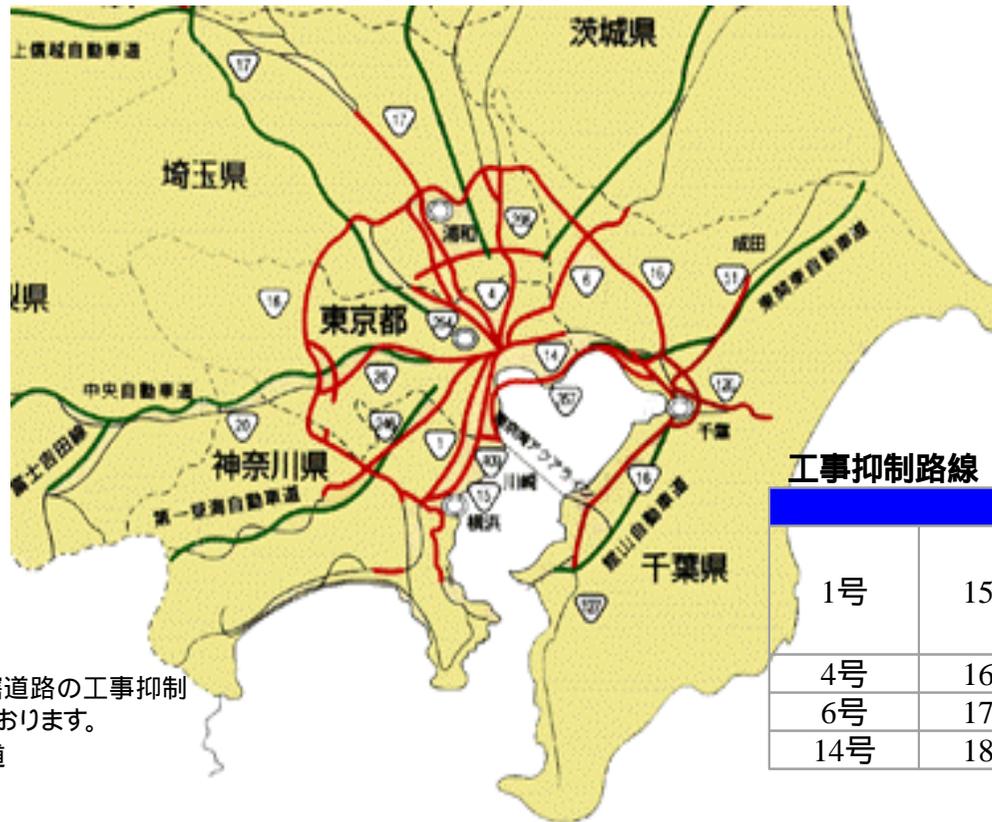
全国の直轄国道では平成15年度は平成14年度に比べ約7%縮減

工事抑制措置

年度末(3月)の期間は路上工事が多く、交通渋滞の大きな要因の一つになっているとの指摘があります。このため、道路工事が原因となる渋滞の発生を抑制するために、交通量の増加により渋滞が予想される年度末の期間にて工事の抑制を図る措置をとっています。

抑制区間としては、都市部など工事による影響が大きい区間を設定しています。ガス・電気・電話・上下水道など道路上の工事を伴う供給工事も抑制の対象になっていますが、自動車交通の削減などに寄与する工事、維持工事、緊急工事等は除きます。また、東京23区内においては、年末～年度末(12月～3月)にかけて工事抑制を実施しています。

工事抑制区間図

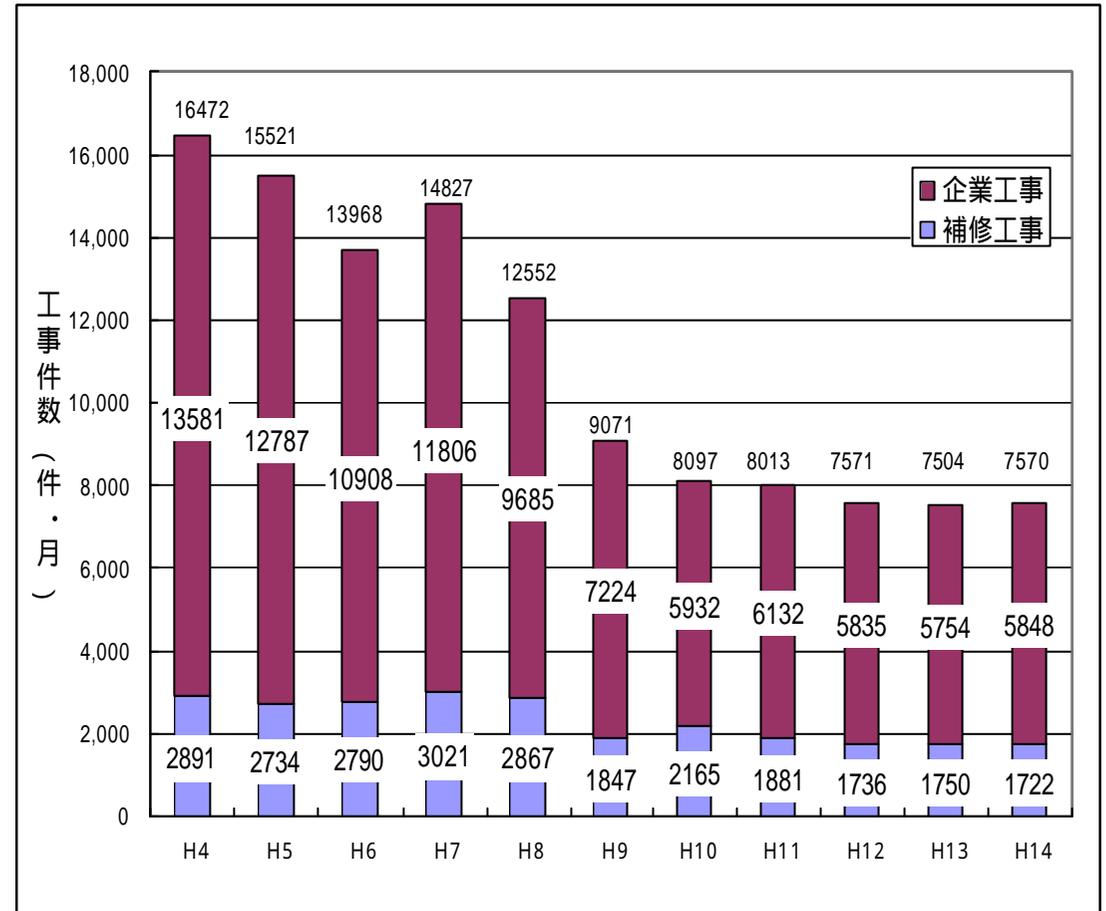
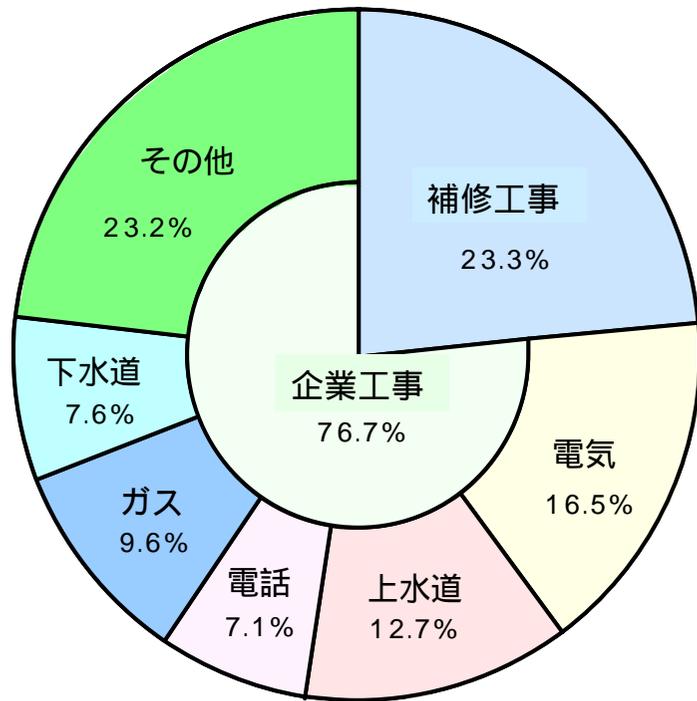


- 一般国道(指定区間)
- 工事抑制対象区間
(注)国土交通省直轄道路の工事抑制区間を表示しております。
- 国土開発幹線自動車道
県庁所在地

工事抑制路線

路線				
1号	15号	19号	52号	254号
4号	16号	20号	126号	298号
6号	17号	50号	127号	357号
14号	18号	51号	246号	409号

東京23区における道路工事の状況



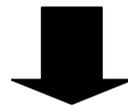
東京23区の道路工事内容の内訳 (平成13年度実績)

東京23区の道路工事件数の推移

3 光ファイバー網の整備の推進に伴う工事規制見直しの動き
超高速ネットワークインフラの整備（IT戦略本部における重点政策）
5年以内に3,000万世帯が高速インターネットアクセス網に、
1,000万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可
能となるような環境を整備することを目標



情報通信インフラ整備を緊急に進めるた
めには、冬季・年度末の路上工事抑制措
置の見直しが必要



「第1種電気通信事業者の線路施設の円滑化を図る措置の
実施に当たっての基本的な考え方について」（平成13年2
月15日付け通知）により工事規制の見直しを実施

4 工事規制の見直しの内容

平成13年度から5年間について、

電気通信事業者が光ファイバーを敷設するために行う工事であって、年度当初想定し得ず、かつ緊急性が高いことが合理性を有すると認められるものについては、工事箇所等について必要な調整を行い、道路交通に著しい影響を与えない範囲で抑制を緩和

(平成16年度、17年度についても引き続き同様の措置を継続)

道路工事調整会議の仕組みと光ファイバ 網の敷設工事の抑制 措置緩和について

道路工事調整会議

道路管理者、電気、ガス、水道等
の公益事業者等

通常、年度末に、中長期的工事計画・
翌年度の工事計画の調整を行う。

翌年度の年度末等における路上工事抑制

光ファイバー網の整備推進がIT戦略会議等で決定されたことを受け、年度途中で
光ファイバー敷設計画の見直しを余儀なくされるケースが多発することが予想

概ね四半期ごとの工事箇所等の調整・年度末等の路上工事抑制
措置の緩和が必要

光ファイバー網の整備状況

平成15年度末全国で80%の光ファイバ の整備が完了
 (都市部においては94%)

年度末時点	政令指定都市及び 県庁所在地級都市		人口 10万人以上の 都市等		全国平均
	主要エリア	全エリア	主要エリア	全エリア	
2000	94%	61%	72%	40%	43%
2001	95%	77%	77%	54%	59%
2002	97%	89%	85%	73%	72%
2003	97%		87%	86%	

* 総務省調査

高速道路の高架橋脚空間の活用

高速道路の高架橋脚空間に新たに光ファイバーを設置することを一律に禁止しているわけではないが、設置するに当たっては次のような検討が必要である。

* 設置に当たっては、高架裏面へケーブルラックを懸架し、そこに光ファイバーを収容

1 ケーブルラックが既に設置されている場合

既にケーブルラックが設置されている場合においては、以下の点について検討する必要がある。

耐荷力

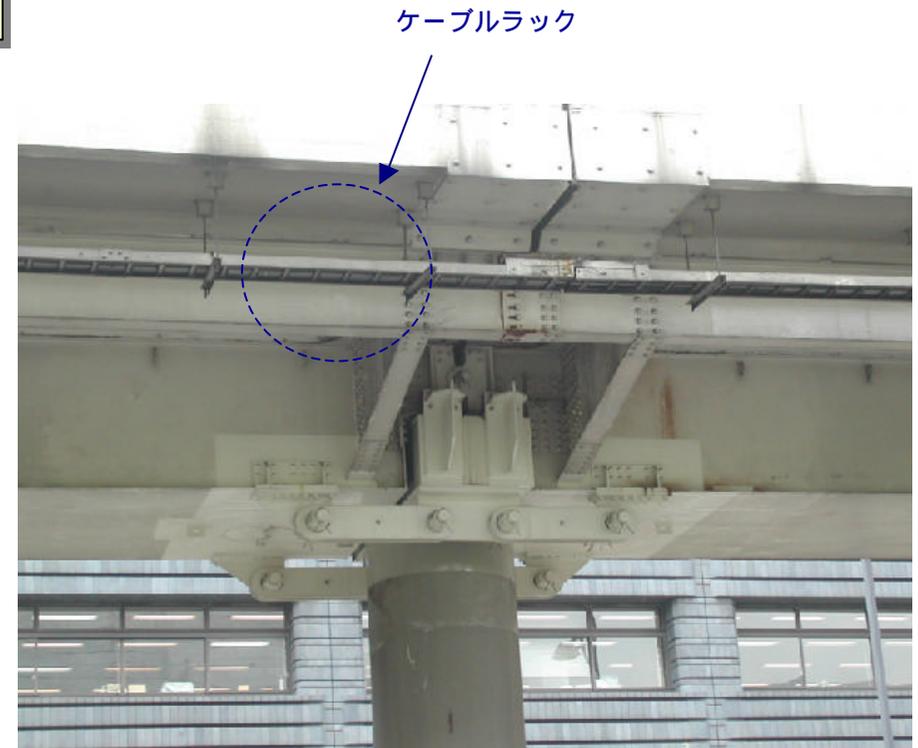
構造的に見て、新たに光ファイバーを収容するだけの耐荷力があるか

収容スペース

将来、道路管理用に使用する見込みを勘案してもなお収容するだけのスペースが残っているか

道路管理への影響

道路の維持管理や、将来想定される大規模修繕などに支障が生じないか



2 ケーブルラックが設置されていない場合

新たにケーブルラックを設置するに当たっては、以下の点について検討する必要がある。

耐荷力

新たにケーブルラックを追懸架することについて、橋梁の耐荷力の観点から見て問題がないか

* 特に都市部において、既に遮音壁等が追加設置され、橋梁の耐荷力上限まで使用している箇所もある。

懸架位置

ケーブルラックの取り付けに当たって、構造上の問題が生じないか

* 橋梁によっては、ケーブルラックをアンカーで固定することができない箇所もある。

工法

できるだけ本線上の車線規制を伴わず、かつ、高架下に存する一般道の車線規制も極力行わずに施工することが可能か

道路管理への影響

道路の維持管理や、将来想定される大規模修繕などに支障が生じないか

3 道路関係四公団民営化について

- 1 高速道路の高架下に一定の工作物、施設を設け、継続して道路を利用しようとする場合には、占用許可を受けることにより可能であるが、道路区域である高架下空間の管理の適正を図る観点から慎重を期し、従前、抑制的に対処してきたところ。

日本道路公団における高架下の利用状況（平成15年度末時点）

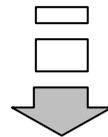
未利用地	店舗・事務所・倉庫	駐車場・駐輪場	公園・運動場	通路・水道施設	公団管理用施設
69.3%	1.8%	5.2%	9.1%	0.4%	14.2%

- 2 平成17年度に予定されている道路関係四公団民営化後の高速道路株式会社による高架下利用のあり方については、同空間が会社の貴重な経営資源となり得るものであることから、引き続き高架下空間の安全確保に留意しつつ、会社の経営センスを活かした創意工夫の下、会社の収益に結びつくような有効な活用方策について検討しているところ。
- 3 「高速道路の高架橋脚空間への新たな光ファイバーの設置」を検討するに当たっては、上記検討を踏まえ、今後とも高速道路の管理に支障を来すことなく、かつ、民営化後の高速道路株式会社の高架下活用方策による各種占用物件との間で齟齬が生じないように、十分な検討・調整を図る必要があり、「平成17年度中の道路関係四公団民営化時まで」に所要の検討を行うものとしている。

IRU方式による芯線貸しに関する道路占用変更規制の緩和について

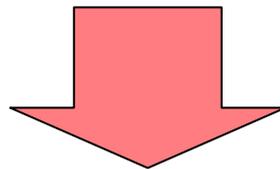
1 これまでの運用

芯線貸しの都度、電線の所有者による「道路占用の目的変更許可手続」を必要としている。



2 規制改革要望の内容

IRU方式による電線の芯線貸しは、新たに回線を増設するわけでも、占用物件の外観が変わるわけでもないこと
電線の所有者は、芯線貸しすることにより問題が生じないと判断した場合に契約を
交わしていること
から、道路占用の目的変更許可にかからしめる必要はなく、届出で十分である。



3 措置の概要（対応）

IRU方式による芯線貸しに係る道路占用の目的変更許可手続について、道路管理上特段の支障がある場合を除き、届出で足りることとする。

平成16年度中に通達により措置

4 届出運用への移行に関する検討状況

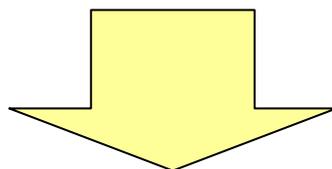
届出運用への移行に当たっては、

「自らの事業に供する」ことを目的として占用許可を受けた電線について、芯線を「他者に貸し出す」目的が追加される。

全ての芯線が他者に貸し出される場合には、「自らの事業に供する」目的が全く失われる。

芯線貸しに伴い、「道路上での芯線の接続工事」が必要となる場合がある。

等の整理すべき問題点が残されている。



現在、占用許可手続の実務を担当する地方整備局等における芯線貸しの実態や道路管理上の支障等を調査し、届出運用とすることができる範囲の検討を進めているところ。

現行の占用許可書のイメージ

(電線敷設)

新更変 (番号)
規新更 年 月 日

(許可書)
道路占用 協議

第 号
平成 年 月 日

住所 〒000-0000 県 市 町 番
氏名 株式会社 代表取締役社長 殿

占用の目的	電気通信事業の用に供するため		
占用の場所	路線名 一般国道 号	車道 (歩道) その他	
場所	市 町 番		
占用物件	名称	規模	数量
	通信ケーブル	mm × 条	m
占用の期間	平成 年 月 日から 10年間	占用物件 の構造	光ファイバケーブル mm (芯)
	平成 年 月 日まで		
工事の期間	平成 年 月 日から 3日間	工事実施 の方法	請負工事
	平成 年 月 日まで		
道路の復旧方法		添付書類	
占用料	初年度	¥ (算定)	
	年額	¥	
	最終年度	¥	
	総額	¥	
(履行期限)			
平成 年 月 日付けで (申請) のあった占用については、 協議 別紙の条件を附して (許可) する。 回答 地方整備局長 印			
この道路占用許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日から起算して60日以内に建設大臣に審査請求することができる。			

(芯線貸し)

新更変 (番号)
規新更 年 月 日

(許可書)
道路占用 協議

第 号
平成 年 月 日

住所 〒000-0000 県 市 町 番
氏名 株式会社 代表取締役社長 殿

占用の目的	株式会社 (電気通信事業者) に芯線の一部を使用させるため		
占用の場所	路線名 一般国道 号	車道 (歩道) その他	
場所	市 町 番		
占用物件	名称	規模	数量
	通信ケーブル	mm × 条	m
占用の期間	平成 年 月 日から 10年間	占用物件 の構造	光ファイバケーブル mm (芯のうち 芯)
	平成 年 月 日まで		
工事の期間	平成 年 月 日から 2日間	工事実施 の方法	請負工事
	平成 年 月 日まで		
道路の復旧方法		添付書類	
占用料	初年度	¥ (算定)	
	年額	¥	
	最終年度	¥	
	総額	¥	
(履行期限)			
平成 年 月 日付けで (申請) のあった占用については、 協議 別紙の条件を附して (許可) する。 回答 地方整備局長 印			
この道路占用許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日から起算して60日以内に建設大臣に審査請求することができる。			

I R U (indefeasible right of user) について

「破棄し得ない使用权」のことをいう。

破棄し得ない使用权とは、契約（契約以外の協定等の形式を含む。）によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期安定的な使用权のこと。

他者の所有する光ファイバ等についてI R Uの設定を受けた事業者は、当該光ファイバ等を継続的に支配・管理している状態にあると認められる。

I R Uの要件

使用权を取得する電気通信事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと。

使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること。

電気通信回線設備所有者によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。

使用契約期間について、使用契約が安定的であると認められる以下のいずれかの要件を満たしていること。

ア 使用契約期間が10年以上であること。

イ 使用契約期間が1年以上であり、かつ、契約書等において、以下の点が確認されていること。

ただし、使用契約期間の累計が10年を超える場合における当該超える部分に相当する契約については、この限りでない。

A 契約の自動更新の定めがあること

B 電気通信事業者の同意がない限り、更新を拒否することができないこと

ウ その他ア、イに類する特別の事情があると認められるものであること。